

元気な高齢者のための事業（主なもの）

■指定温泉保養施設等利用費の助成

市内にお住いの65歳以上の方の健康増進や心身のリフレッシュを目的として「指定温泉保養施設等利用券」を年間1人20枚を交付し、利用料を助成します。

■地域乗合バス利用の助成

濃飛乗合自動車(株)が発行する「高齢者バス優待乗車証(悠々手形)」の購入費用の一部を助成し、高齢者の日常生活における外出を支援します。

■その他、健康農園の貸付(2~3坪の農地を無償貸付)、あたまの健康チェック、高齢者健康教室(ひざ腰元気教室)などを行っています。



支援が必要な方へのサービス（主なもの）

■軽度生活援助・訪問型サービス A 事業

一人暮らしや虚弱な高齢者世帯に生活援助員を派遣し、買い物や家屋内の軽易な掃除など日常生活の援助を行います。

■外出支援事業

支所地域において、公共交通機関の利用が困難な方に対して、通院や日常生活必需品の購入などのための送迎を行います。

■高齢者等住宅改造

手すりや段差解消、屋根の融雪装置を設置する場合の工事費を助成します。

■養護老人ホーム等の入所措置

環境上の理由や経済的な理由などにより、居宅での生活が困難な65歳以上の高齢者を擁護するため、施設への入所措置を行います。

■成年後見制度の利用支援

認知症などのため、金銭的な管理などを自分で行うことが困難な高齢者に対して、成年後見制度の利用の支援をします。親族などで成年後見等開始の申し立てを行う方がいない場合は、市が代わって申し立てを行うことができます。

■その他、電磁調理器や老人用電話など日常生活用具貸付や貸与、寝具類の洗濯乾燥サービスの提供、きざみ食やカロリー制限食などの特別食の配食サービス、24時間対応の通報相談センターにつながる緊急通報システム機器の貸与などを行っています。

また、家族介護者への支援としては、徘徊高齢者検索端末機の貸出や介護用品の購入助成、在宅寝たきり高齢者等介護者慰労金の支給を行っています。

※介護認定を受けている方への給付サービスを除く。



問合せ 老年介護課 ☎35-3178

ご利用ください! 市地域包括支援センター

市地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者を介護・福祉・保健・医療など、さまざまな面から総合的に支えるために設けられています。高齢者の皆さんがいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員が幅広く相談に応じます。



市地域包括支援センター(本庁1階) ☎35-2940

そのほか、各支所内に地域包括支援センターのランチ(支所)があります。

最寄りのセンターまたはランチをご利用ください。

軽度認知障がいを早期に発見しましょう! あたまの健康チェック



対象 次の全てに該当する方。①65歳~79歳の方 ②認知症の診断・治療を受けていない方 ③介護保険で要支援・要介護に該当していない方(初めて検査を受

ける方を優先させていただきます)

日時 9月12日(火)、10月12日(木)、11月13日(月)

全日とも午前8時50分~正午(1人あたり30分程度)

定員 10人 **参加料** 無料

申込方法 前日までに **TEL**

申込・問合せ 市地域包括支援センター ☎35-2940